

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）2住所（団体にあつては所在地）3意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和8年2月17日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

1 店舗名	東京スカイツリータウン・ソラマチ
2 店舗所在地	墨田区押上一丁目1番2号
3 設置者名	東武鉄道株式会社ほか1名
4 設置者住所	墨田区押上一丁目1番2号ほか
5 変更前の駐輪場の位置及び収容台数	店舗内 1890台
6 変更後の駐輪場の位置及び収容台数	店舗内 870台
7 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで
8 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	24時間
9 変更日	令和8年3月6日ほか
10 届出日	令和8年2月5日
11 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
12 縦覧期間	令和8年2月17日から令和8年6月17日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
13 縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出

及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1 氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名） 2 住所（団体にあつては所在地） 3 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和8年2月17日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

1 店舗名	ベイシア青梅インター店
2 店舗所在地	青梅市新町六丁目16番地15
3 設置者名	株式会社ベイシア
4 設置者住所	群馬県前橋市亀里町900番地
5 変更前の設置者の代表者名	橋本 浩英
6 変更後の設置者の代表者名	相木 孝仁
7 変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社ベイシア ほか未定
8 変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社ベイシア ほか1名
9 変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ベイシア
10 変更前の小売業者の代表者名	赤石 好弘
11 変更後の小売業者の代表者名	相木 孝仁
12 変更日	令和5年7月17日ほか
13 届出日	令和8年2月2日
14 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
15 縦覧期間	令和8年2月17日から令和8年6月17日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
16 縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

1 店舗名	日本橋西川ビル
2 店舗所在地	中央区日本橋一丁目5番3号
3 設置者名	日本橋一丁目中地区市街地再開発組合

4 店舗面積の合計が1,000㎡以下 令和3年12月22日  
となる日